

市議会 1 2 月定例会提出予定案件について

I 送付の趣旨

令和 7 年塩尻市議会 1 2 月定例会に提出する予定の案件について、参考資料として送付するものです。

II 提出予定案件数

提出予定案件	3 6 件
条例案件	2 2 件
人事案件	1 件
事件案件	4 件
予算案件	5 件
報告案件	4 件

III 提出予定案件の概要

【条例案件】

1 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「建築基準法施行令」の一部が改正（令和7年4月1日改正）されたことなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査に係る手数料を加えるものなどです。

（建築住宅課）

2 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員、常勤の特別職の職員及び議会の議員の給与改定を行うことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 一般職の職員の各給料表の給料月額について、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げるもの

イ 期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合を改めるもの

ウ 自動車等使用者に支給する通勤手当の額を引き上げるもの

（総務人事課）

3 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

都市公園の使用料及び利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 塩尻北部公園テニスコート及び塩尻北部公園多目的運動場の使用料を改めるもの

イ 小坂田公園サッカー場及び小坂田公園ミニサッカー場の利用料を改めるもの

（都市計画課）

4 塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻駅前広場の利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

駅前広場のバス整理場の利用料を改めるものです。

(商工課)

5 塩尻市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「駐車場法施行令の一部を改正する政令」が令和8年4月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

共同住宅における駐車施設の附置に係る規定を見直すものなどです。

(都市計画課)

6 塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「公職選挙法施行令」の一部が改正（令和7年6月4日改正）されたことなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

(選挙管理委員会事務局)

7 塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

有料観光施設の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

観光施設の使用料を改めるものです。

(観光プロモーション課)

8 塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻情報プラザの利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 情報プラザの利用料を改めるもの

イ 情報プラザの利用時間を改めるもの

(デジタル戦略課)

9 塩尻市農産物加工所条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市農産物加工所の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

加工所の使用料を改めるものです。

(農政課)

10 塩尻市広丘駅周辺駐車場条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市広丘駅東口駐車場の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 一般駐車及び前納駐車券に係る使用料を改めるもの
- イ 定期駐車券及び特別駐車券を廃止するもの

(都市計画課)

11 塩尻市立博物館条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市立博物館等の施設について、入館料等を見直すとともに、青少年の学習の機会の確保並びに地域の文化への理解及び愛着の形成の促進を図るため、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 博物館、短歌館、本洗馬歴史の里施設及び檜川地区文化施設の入館料を改めるもの
- イ 博物館、短歌館、本洗馬歴史の里施設及び檜川地区文化施設の高校生以下の入館料を無料とするもの
- ウ 短歌館の使用の区分及び時間並びに使用料を改めるもの

(文化財課)

12 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

体育施設の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

体育施設の使用料を改めるものです。

(社会教育スポーツ課)

13 塩尻市霊園条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市東山霊園の管理料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 聖地の管理料を改めるもの
- イ 聖地の管理料の納入期限を改めるもの

(生活環境課)

14 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

一般廃棄物の処理に係る手数料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 一般廃棄物の処理施設の利用に係る手数料を改めるもの
- イ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を改めるもの

(生活環境課)

15 塩尻総合文化センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻総合文化センターの使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

総合文化センターの使用料を改めるものです。

(社会教育スポーツ課)

16 塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市文化会館の利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

文化会館の利用料を改めるものなどです。

(社会教育スポーツ課)

17 塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市ふれあいセンターの利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

入浴施設の利用料を改めるものなどです。

(地域共生推進課)

18 塩尻市市民交流センター条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市市民交流センターの使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

交流センターの使用料を改めるものです。

(市民交流センター)

19 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

コミュニティセンターの利用料を改めるものです。

(社会教育スポーツ課)

20 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正（令和7年9月16日改正）されたこと

に伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするものです。

(保育課)

21 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地方税法」第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の更新をするため、必要な改正をするものです。

(2) 概要

令和7年12月31日に指定の期間が満了する7法人のうち、5法人について指定の期間を更新するものなどです。

(市民交流センター)

22 塩尻市北部交流センター条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

塩尻市北部交流センターの使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

交流センターの使用料を改めるものです。

(広丘支所)

【人事案件】

監査委員の選任について

委員 3 人のうち、1 人が令和 8 年 1 月 1 7 日に任期満了となることに伴い、後任委員を選任するものです。
(総務人事課)

【事件案件】

1 塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定について

塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(農政課)

2 塩尻市総合体育館の指定管理者の指定について

塩尻市総合体育館の指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(社会教育スポーツ課)

3 財産の無償貸付について

財産を無償で貸し付けることについて、「地方自治法」第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(観光プロモーション課)

4 市道路線の認定について

市道路線の認定について、「道路法」第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

【予算案件】

1 令和 7 年度塩尻市一般会計補正予算（第 5 号）

- 2 令和 7 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 7 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和 7 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

（以上 財政課）

- 5 令和 7 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（上水道課）

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る 9 月 29 日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 38,115 円
市側の過失割合 70 パーセント

イ 事故発生年月日 令和 7 年 7 月 31 日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘郷原
市道奈良井川右岸 3 号線

エ 事故の状況

市道奈良井川右岸 3 号線を南へ走行中の自動車が、市道上へ張り出していた樹木に接触し、車両左側側面を破損したものです。

（建設課）

2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る 11 月 12 日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 84,205 円
市側の過失割合 20パーセント

イ 事故発生年月日 令和7年10月19日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘吉田
認定外道路

エ 事故の状況

認定外道路に置かれていたコンクリート片が、相手方自動車が当該道路に進入した際に乗ったことにより跳ね上がり、当該自動車の前部バンパー等を破損したものです。

(建設課)

3 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る11月17日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 30,241 円
市側の過失割合 100パーセント

イ 事故発生年月日 令和7年10月7日

ウ 事故発生場所 塩尻市大門六番町
市立体育館駐車場

エ 事故の状況

公用車で、市立体育館駐車場内において後進した際、駐車中の相手方自動車に接触し、当該自動車の車

体左側後部を破損させてしまったものです。

(こども未来課)

4 令和7年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告について

(財政課)

※議会日程上考慮していただきたい事項

初日に議決をお願いしたい案件

- ・【条例案件】 2 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・【事件案件】 3 財産の無償貸付について